

赤井川村景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 赤井川村の風光明媚な景観を維持することを目的とし、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するため、赤井川村景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会では、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 景観計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 村内の各種関係団体の推薦を受けた者
- (3) 一般公募による者
- (4) その他村長が必要と認める者

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、赤井川村建設課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。